



ケアマネジャーのお仕事サポート

テーマ

**「適切なケアマネジメント手法」実践するために
一部改正された課題分析標準項目(23項目)との関連を考える。**

アセスメントから課題分析する課題分析標準項目(23項目)は、必須ですよ。

まずは、令和5年10月16日通知された介護保険最新情報Vol.1178とVol.1179をご覧ください。

基本情報に関する項目		
No.	標準項目名	項目の主な内容(例)
1	基本情報(受付、利用者等基本情報)	居宅サービス計画作成についての利用者受付情報(受付日時、受付対応者、受付方法等)、利用者の基本情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等の連絡先)、利用者以外の家族等の基本情報、居宅サービス計画作成の状況(初回、初回以外)について記載する項目
2	これまでの生活と現在の状況	利用者の現在の生活状況、これまでの生活歴等について記載する項目
3	利用者の社会保障制度の利用情報	利用者の被保険者情報(介護保険、医療保険等)、年金の受給状況(年金種別等)、生活保護受給の有無、障害者手帳の有無、その他の社会保障制度等の利用状況について記載する項目
4	現在利用している支援や社会資源の状況	利用者が現在利用している社会資源(介護保険サービス・医療保険サービス・障害福祉サービス、自治体が提供する公的サービス、フォーマルサービス以外の生活支援サービスを含む)の状況について記載する項目
5	日常生活自立度(障害)	「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」について、現在の要介護認定を受けた際の判定(判定結果、判定を確認した書類(認定調査票、主治医意見書)、認定年月日)、介護支援専門員からみた現在の自立度について記載する項目
6	日常生活自立度(認知症)	「認知症高齢者の日常生活自立度」について、現在の要介護認定を受けた際の判定(判定結果、判定を確認した書類(認定調査票、主治医意見書)、認定年月日)、介護支援専門員からみた現在の自立度について記載する項目
7	主訴・意向	利用者の主訴や意向について記載する項目 家族等の主訴や意向について記載する項目
8	認定情報	利用者の認定結果(要介護状態区分、審査会の意見、区分支給限度額等)について記載する項目
9	今回のアセスメントの理由	今回のアセスメントの実施に至った理由(初回、要介護認定の更新、区分変更、サービスの変更、退院・退所、入所、転居、そのほか生活状況の変化、居宅介護支援事業所の変更等)について記載する項目

介護サービス計画書の様式及び
課題分析標準項目の提示について
(平成11年11月12日老企第29号)

ご覧いただいていると思いますがこのケアマネ通信を通読されてきた方は、令和6年度から新たな介護支援専門員法定研修に導入された「適切なケアマネジメント手法」に準拠した項目と記載例になったということに気づくでしょう。

むしろ「適切なケアマネジメント手法」の要素がちりばめられていると言った方が適切かもしれませんね。そこで今回から課題分析標準項目と適切なケアマネジメント手法基本ケア項目との関連を一緒に考えていきましょう。

基本情報に関する項目は、No.1から9です。

その中で**7主訴・意向**が適切なケアマネジメント手法基本ケア項目と関連しています。

No.7標準項目名
主訴・意向

利用者の主訴や意向について記載する項目
家族等の主訴や意向について記載する項目



基本ケア -項目-

5、15、16、
17、18、19



No.7の「**適ケア**」基本ケア関連項目は
5、15、16、17、18、19です。

想定される支援内容

5	望む生活・暮らしの意向の把握
15	本人の意思を捉えるためのエピソード等の把握
16	日常生活における意向の尊重
17	意思決定支援の必要性の理解
18	意思決定支援体制の整備
19	将来の生活の見通しを立てることの支援



基本ケア5番15番から19番に使えるチェックシート

役に立つのが「興味・関心チェックシート」(著作権:一般社団法人日本作業療法士協会に帰属) 46項目を「している」「してみたい」「興味がある」このシートを本人と確認していくと本人の意向を確認することができます。また過去にどのような趣味、どのようなスポーツをやっていたか。この質問項目から「何を食べたいか。」まで話が展開していきます。



ケアマネ通信2024年12月号を
ご参照ください。



執筆者

木村隆次 きむらりゅうじ

薬剤師

介護支援専門員

介護支援専門員指導者一期生

医療・介護連携協働をライフワークに活動中。大学卒業後、製薬会社のMRとして勤務した後、青森市内で薬局を開局。薬剤師として居宅訪問をしていた際、福祉用具と住宅改修に興味をもち没頭。介護支援専門員指導者の一期生。2000年4月から13年間日本薬剤師会常務理事、2010年から2022年まで青森県薬剤師会会長を務めた。2005年11月から日本介護支援専門員協会会長(初代)として厚生労働大臣の諮問機関で介護報酬や介護保険制度を議論する分科会・部会の委員を歴任。現在は、青森県介護支援専門員協会会長として自立支援型ケアマネジメントの普及のため後進へ情報発信し育成に努めている。